

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

## 1 日 時

平成27年3月5日（木） 午前10時58分から  
午後 0時20分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第22号議案及び第50号議案のうち本委員会関係部分については、賛成多数をもって、第52号議案及び第62号議案については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決定した。
- (2) 日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について及び第四次大分県食品安全行動計画の策定について、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎  
政策調査課調査広報班 主査 三重野大

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成27年3月5日（木）本会議終了後

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 病院局関係

### (1) 付託案件の審査

第 62号議案 平成26年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

### (2) その他

## 3 福祉保健部関係

### (1) 付託案件の審査

第 22号議案 大分県地域医療介護総合確保基金条例の制定について

第 50号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）

（本委員会関係部分）

第 52号議案 平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

### (2) その他

## 4 生活環境部関係

### (1) 付託案件の審査

第 50号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）

（本委員会関係部分）

### (2) 諸般の報告

①日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について

②第四次大分県食品安全行動計画の策定について

### (3) その他

## 5 協議事項

### (1) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**馬場委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。

これより、病院局関係の審査に入ります。

第62号議案平成26年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**坂田病院局長** 本日は、平成26年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご審議いただきます。よろしくお願いたします。

今年度も残り1月足らずでございますが、第2期中期事業計画の最終年度として、引き続き医療の質の向上に職員一丸となって取り組んでまいりますので、馬場委員長さんを初め、委員の皆様方のご指導ご支援をよろしくお願いたします。

それでは、第62号議案平成26年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案書は77ページからになりますが、本日は、別に資料を用意しておりますので、こちらの資料によりご説明いたします。

資料をお開きいただき、1ページ目をごらんください。

資料の上部には個別要因を、下の表に当初予算との比較を記載しております。

まず、収益的収支予算のうち、病院事業収益が11億385万2千円の増でございます。

これは、下の表の右側に記載しておりますが、平均在院日数の減などにより患者1人当たりの単価が上昇したことによる入院・外来収益の増に加え、本年度からの会計制度改正に伴う増でございます。

この会計制度改正に伴うものにつきましては、補助金等で整備した資産について、減価償却費相当額を収益化したことによるものであります。

その下の病院事業費用は8億4,327万7千円の増でございます。

この主な要因ですが、給与費につきましては、今年度の給与改定による増に加え、退職給付費の増等でありまして、また、材料費につきましては、収益の増に伴う、薬品費・診療材料費の増等でございます。

以上によりまして、当期の純損失は収益的収支の表の右下にありますように、税込みで35億9,828万6千円となりまして、当初予算からは改善する見込みであります。

なお、当期純損失については、過年度分の退職給付引当金や貸倒引当金といった、本年度から適用しました改正後の会計制度に伴う影響でありまして、特別利益、特別損失を除いた経常収支ベースでは4,432万7千円の黒字見込みとなっております。

次に、その下の資本的収支予算のうち、資本的支出につきましては2,500万円の減でございます。

これは、昨年11月に第1種感染症指定医療機関の指定を受けたことにより、医療機器の充実のため資産購入費を1,500万円増額したこと及び企業債償還元金の増額があるものの、その他修繕工事費の大幅な減額によるものでございます。

以上によりまして、資本的収支は2,500万円改善することとなりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、内部留保資金等で補填することとしております。説明につきましては以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いいたします。

**堤副委員長** この表の中の退職給与費の増と、これは見込みよりかは多分ふえたんでしょうけれども、何か理由か何かあるんですか。

**宇野病院局次長兼事務局長** 退職給付金積立金を積み立てるために、ことしの見込みの分がありますので、実際の支払いプラス、退職給与のさらなる積み足しということで大きくなっております。

**堤副委員長** はい、わかりました。

**馬場委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別にないようですので、これをもちまして、病院局関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**馬場委員長** これより福祉保健部関係の審査に入ります。

第22号議案大分県地域医療介護総合確保基金条例の制定について執行部の説明を求めます。

**高窪医療政策課長** お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

第22号議案大分県地域医療介護総合確保基金条例の制定について説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますが、議案書は221ページから222ページとなっております。説明は資料のほうでさせていただきます。

まず、1の条例制定の理由でございます。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望したときに、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった医療・介護サービスの提供体制の改革が急務となっております。

このため、国では医療法等の改正による制度面での対応に合わせ、消費税増収分を財源とする医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設しました。

これを受け、県では基金を創設し、新たに策定した県計画に基づき、必要な施策を実施していくものでございます。

次に、2の条例の内容でございますが、本条例では、基金の積み立て、管理、処分などについて定めております。

資料の右側3の基金の概要ですが、この基金は、国から交付される交付金3分の2と、県の一般財源3分の1を合わせて9.1億円を積み立て、創設するものであり、1病床の機能分化・連携や、2在宅医療の推進、介護サービスの充実などの実施に充てられます。

なお、基金を活用した事業内容につきましては、後ほど予算議案の中で説明させていただきます。

最後に、資料左下の4の施行期日でございますが、公布の日からとしております。

説明は、以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がある方はお願いします。

**堤副委員長** 基金を補正で9億円積むんだけど、それ以降についてはどういう方向なんでしょうか。

**高窪医療政策課長** それ以降というのは……。

**堤副委員長** 9億円以上は来ないと、翌年は来ないということですか。

**高窪医療政策課長** 消費税増収分を財源にしているということで、基本的には毎年。これは法律でも定められておまして、毎年交付金があるようになっております。

国の予算案の段階では、26年度が904億円なんですけど、医療分につきましても27年度、同額904億円を国のほうの予算案として計上しておるということになっております。

**馬場委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がありますので、挙手により採決をいたします。

**堤副委員長** 推進法に基づく基金の積み立てになるわけですから、これは非常に問題点のある法律でもありますし、介護難民をたくさんつくるのか、また、消費税の増収分をこれに充てていくという社会保障と似つかわしくない消費税で充てるというところに大きな問題がありますので、私はそういう点では反対をさせていただきます。

**馬場委員長** 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**馬場委員長** 挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**平原福祉保健部長** 資料2ページをごらんください。

第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、福祉保健部関係につきまして、説明申し上げます。

今回補正をお願いしておりますのは、表の左側中ほどの3月補正予算の福祉保健部、部計の欄にありますように17億8,716万8千円の減額でございます。

減額の主な理由といたしましては、介護保険給付費県負担金の見込みが下回ったことなどによるものでございます。

これをお認めいただきますと、補正後の当部の予算総額は、現計予算の部計欄①にありますとおり899億9,232万9千円となります。

そのほか、繰越明許費と債務負担行為に係る補正をお願いをしております。

詳細につきましては、この後、担当課・室長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**後藤地域福祉推進室長** 説明申し上げます。3ページをお開きください。

番号1、生活福祉資金貸付事業費6,007万4千円の増額でございます。この事業は大分県社会福祉協議会が貸し付けを行う生活福祉資金の貸付原資や事務費等を補助するものであり、住居のない離職者に対して、当座の生活費を貸し付ける臨時特例つなぎ資金や、収入の減少や失業などで日常生活に困窮している人の自立を支援する総合支援資金の貸付原資の積み増し等に対して追加で助成するものです。

説明は以上です。

**高窪医療政策課長** それでは説明申し上げます。

同じ3ページの番号2、地域医療介護総合確保推進事業費9億1,004万3千円でございます。

この事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための県計画に基づく事業を実施するために、必要な財源を先ほどご説明申し上げました基金に積み立てるものでございます。

次に、番号3、地域医療介護総合確保施設設備整備事業費7,705万3千円でございます。

この事業は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、上の2番で説明いたしました基金を活用し、医療機関等の施設・設備整備等を行うものであり、補正の内容のところにありますように、在宅患者の急変時のバックアップ体制を整備するため、日田市医師会が行う病状急変時対応カードシステムの導入や、臼杵市医師会の訪問看護ステーションの施設設備整備に対して助成するものです。

説明は以上でございます。

**内田健康対策課長** 説明申し上げます。4ページをごらんください。

番号4、歯科医療介護連携推進事業費812万2千円でございます。

この事業は、同じく基金を活用して、地域に必要な歯科医療を確保する費用を各郡市歯科医師会等に補助するものであり、在宅歯科医療推進事業として、在宅歯科医療に必要な訪問診療用ユニット等の機器を整備する費用を助成するものなどでございます。

説明は以上でございます。

**飯田高齢者福祉課長** 説明申し上げます。

資料4ページの番号5、介護保険給付費県負担金7億6,859万3千円の減額ござ

います。

この事業は、市町村が支出する居宅サービスや施設サービス等の給付に係る経費などについて負担するものであり、居宅・施設等給付費負担金などについて、当初の見込みを下回ったことにより減額するものがございます。

説明は、以上でございます。

**山口こども子育て支援課長** 説明申し上げます。

番号6、子育て支援対策充実事業費11億1,626万7千円の減額でございます。

この事業は、安心こども基金を活用した保育所整備等を行うものであり、保育所整備の入札残等による所要額の減のほか、4つ目のポツにあります保育士等処遇改善事業等について、国の交付金が、間接補助から市町村への直接交付になったため減額するものなどです。また、地域少子化対策強化交付金について、国の交付額の確定に伴い、所要額が減額となったものであります。

次のページをお開きください。

次に、番号7、まち・ひと・しごと創生事業費（おおいた子育てほっとクーポン活用事業費）1億5,095万6千円でございます。

この事業は、昨年末に閣議決定された国の緊急経済対策に盛り込まれた交付金を活用するもので、来年度生まれてくる子供と現に6歳未満の子供を持つ保護者に対し、子育て支援サービス等に利用できる1万円分のクーポン券を配布することにより、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、サービスの周知を図るものであります。

なお、本事業の予算につきましては、交付金を所管する政策企画課が事業費を一括計上いたしております。

説明は以上です。

**姫野障害福祉課長** ご説明申し上げます。

番号8、障がい者福祉施設整備事業費3億7,013万円の増額でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の施設整備を行う社会福祉法人等に対して経費の一部を助成するものであり、日田市にある障害者支援施設について追加で計上するほか、当初予算で計上していた2施設について、所要額に応じて補正を行うものです。

説明は以上でございます。

**池永福祉保健企画課長** 6ページをごらんください。

当部に係る繰越明許費について、一括して説明を申し上げます。

まず、番号1、地域医療介護総合確保施設設備整備事業費、繰越限度額7,632万円でございますが、これは、地域医療介護総合確保基金を活用し、臼杵市医師会立訪問看護ステーションの施設・設備の拡充を行うものです。

次に、番号2、介護基盤緊急整備事業費2億5,700万円でございますが、これは、小規模特別養護老人ホーム等の施設の創設や増築について、事業予定地の農地転用許可申請手続などに不測の日数を要したものでございます。

次に、番号3、子育て支援対策充実事業費2億1,658万9千円でございますが、これは、保育所整備について、建築確認等、関係機関との調整などに不測の日数を要したものでございます。

次に、番号4、まち・ひと・しごと創生事業費のうち、おおいた子育てほっとクーポン

活用事業費1億5,095万6千円でございますが、これは、国の補正予算による経済対策に伴う交付金を活用し、おおいた子育てほっとクーポンを配布するものであり、来年度に繰り越して実施するものです。

次に、番号5、障がい者福祉施設整備事業費4億2,630万6千円でございますが、これは、日田市の障害者支援施設を追加で整備するほか、地盤改良などに不測の日数を要したものでございます。

最後に、番号6、障がい者福祉施設耐震化等緊急整備事業費1,016万2千円でございますが、これは、グループホームのスプリンクラー設置義務の拡大に対応し、未設置事業所の緊急的な整備を行うため、今回の補正予算で計上し、来年度に繰り越すものです。

説明は以上でございます。

**山口こども子育て支援課長** 債務負担行為について、説明申し上げます。

追加議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

事項欄の3、まち・ひと・しごと創生事業（おおいた子育てほっとクーポン活用事業分）について、平成26年度から29年度にかけて、限度額6億3,318万5千円をお願いするものです。

今回の債務負担行為ですが、先ほど補正予算でご説明いたしましたクーポンの有効期限を3年間としておりますことから、その期間内にクーポンが全て使用された際の額を計上しています。

説明は以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします。

**原田委員** おおいた子育てほっとクーポン活用事業についてお伺いします。

これは1万円ということでしょうけど、これは県が補助して市町村の事業として考えるわけでしょうけれども、まず最初に、1万円の――市で使うときは、5千円が県、5千円が市というぐらいな割合なんですか。

**山口こども子育て支援課長** 来年度行うこのクーポンですけれども、これから生まれてくる、来年度生まれてくる子供たちに配る分と、それから、既に生まれている子供たちに対するクーポンという、2種類ございまして、前段の、これから生まれてくる、27年度に生まれてくる子供たちの分については、県と市町村の半分ずつの持ち合いになっております。県の補助率が2分の1となっております。

一方で、既に生まれている子供たち――6歳未満の子供たちに対する交付につきましては、県10分の10で行うこととしております。すなわち、県が全額を負担するということになっております。

**原田委員** 既に生まれている子の分じゃなくて、これからの子の分について、例えば、具体的に言うと、別府に住民票がある人、別府に住んでいる人が大分で働いていると。その近くで、いわゆるサービスを受けたい場合、市町村をまたがるわけですけど、そういった分については利用が可能なのかどうか、ちょっとお伺いします。

**山口こども子育て支援課長** 基本的にはお住まいの市町村で使うサービスを対象にしておりますけれども、例えば、今回クーポンの対象にしております一時預かりといったようなサービスは、基本的には当該、お住まいの市町村でお使いになることが実際に多いという

事業ですので、その際に、このクーポンを使っていただくということを想定しております。

一方で、例えば、インフルエンザの予防接種なども今回対象にしようとしているのですが、こうしたものは市外で利用することも場合によってはあろうかと思えます。そのあたり、どう調整していくかというのは、今、市町村のほうと調整をしておりますところで、これから市町村と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

**原田委員** 今課長の答弁で言うと、例えば事業内容によって、その市に限る、その子の住んでいるところに限るものと、市町村をまたげるものがあり得るということでしょうか。

**山口こども子育て支援課長** 原則としては、お住まいの市町村の中で使っていただくというのが基本になろうかと思えますけれども、余りそれにこだわりますと、今、実際、市外を使っているという方も一部のサービスではありますので、そういった方たちが使いにくくならないように、可能な限り調整していこうと、そういう考えでございます。

**原田委員** ぜひそういった取り組みを進めていただきたいなと思えます。

それから、もう1つ。これにかかわって、市の担当者のほうからなかなか、いわゆるひもつきになっていて、使いにくい部分があるなという声もちょっと聞こえてくるので、ぜひ市町村の方々の、いわゆる事務状況も含めながら、これから3年間やりますから、ここでやっぱり変えていかなきゃいけない改善点がありましたら、ぜひそういったことで前向きに取り組んでいただきたいなということを申し上げて終わります。

以上です。

**山口こども子育て支援課長** はい。

**井上委員** 初歩的な質問ですが、この1万円の中身は何ですか。何に使うんですか。

**山口こども子育て支援課長** このクーポンの対象となるサービスですけれども、まず、基本的に対象と考えておりますのが、一時預かり事業といたしまして、保育所などで、例えば、冠婚葬祭があるとか、今、美容院に行きたいといった場合に一時的に預かってほしいと。そういった場合に保育所などで預かるという、こういう事業がございますけれども、その場合、大体利用者負担が1千円、2千円かかることになっておりますので、そういったときにこのクーポンを使っていただく。あるいは、病児、病後児保育について、その負担金を一部これで使ってもらおう。

それから、ファミリーサポートと言っておりますけれども、これはお子さんを預かるということで、そのマッチングを市町村で行っているんですけれども、こうした預かる事業について、このクーポンを使っていただくというのがありますね。

それから、4つ目がインフルエンザの予防接種、そして、5つ目が虫歯予防のためのフッ素の塗布、歯医者さんですね。この5つの事業を基本といたしまして、それに加えて市町村で独自にこういうことをやりたいと、子育て支援のためにこういうことに使いたいということがあれば、市町村と協議の上で、また選定をしていくということを考えております。

**井上委員** こういうふうな領収というか、そういったものに使いましたよと、何か義務的なことがあるのか、領収をもらえとかなんとか、そういったものはないですか。

**山口こども子育て支援課長** 実際に利用した場合にどういう形にするか、領収書形式は恐らく、一旦現金で払って、例えば、市町村で償還するとか、あるいはクーポンをそのままもう利用機関で出してもらって、そこで例えば、使ったところの判こを押して、それを施

設から市町村のほうに請求してもらおう。いろんなやり方があるかと思いますが、ちょっとその具体的な仕組みについては、今、市町村と、それから、実施する施設とちょっと調整が必要ですので、なるべく事業者の利便性が使いやすいように、そういう方向で調整をしていきたいというふうに思っております。

**馬場委員長** 井上委員よろしいですか。

**井上委員** はい。

**馬場委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 1つ、4ページの在宅歯科医療推進事業費補助というのがございますが、委員会でも重度の障がいを持っている方の歯科医療ということで、歯科医師会の方にも伺ったんですけども、これは在宅で重度の障がいのある方に歯科医師とか行けるような状況というのは可能性はないんですか。

**内田健康対策課長** 今、こちらの事業で主に対象としておりますのは、やはり高齢の方とか障がい者の方が主でして、障がい児の方は、往診で診療するというのは、余り多くはないと思います。どちらかという、やはり専門の大分療育センターでありますとか、別府発達医療センターでありますとか、そういったところとか、あるいはかかりつけの歯科医さんの中でも、場所によっては、そういった障がい児を受け入れていただける歯科医さんもいらっしゃいますので、そういったところが主になろうかと思っております。あるいは、施設に入所している方のところに実際に伺ってやるというようなこともあると思っております。

**馬場委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第52号議案平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

**山口こども子育て支援課長** それでは、第52号議案平成26年度大分県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

お手元の平成26年度補正予算に関する説明書の401ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金は、経済的基盤が弱い母子家庭などの経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子または低利子で必要な資金を貸し付けるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに、247万7千円の増額でございます。

次の402ページでございますが、歳入につきましては、前年度からの繰越金が繰り上げ償還等により当初の見込みを上回ったこと等により増額するものでございます。

403ページの歳出につきましても、歳入の増額に合わせて同額を増額しております。

説明は以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別にご質疑もないようですので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別がないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

**馬場委員長** これより生活環境部関係の審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**富高生活環境部長** それでは、第50号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、生活環境部関係部分について説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開き願います。

生活環境部関係の歳出予算は、表の左から3番目の項目、既決予算額の1番下にありま  
すように、既決予算額9億3,507万1千円に対し、今回、その右の隣の1億4,7  
82万7千円の減額をお願いしており、その結果、当部の平成26年度最終予算額は9  
億6,724万4千円となります。

次に、補正をお願いしています主な事業について説明します。

資料の2ページをお願いします。

私立学校施設耐震化促進事業費1億2,495万1千円の増額でございます。

予算説明書は333ページになります。

私立学校施設の耐震化を促進するため、学校法人が実施する小・中・高等学校の校舎等  
の耐震補強及び耐震改築に対して助成する経費でございます。

私立小・中・高等学校の平成26年度末の耐震化率は88%となる見込みです。28年  
度末までに耐震化を完了するため、国は26年度から3年間の時限措置で、私立学校の耐  
震改築——これまで耐震補強はありましたけど、耐震改築に係る補助制度を創設したこ  
とから、26年度は耐震改築が3棟、耐震補強が1棟で実施され、27年度は耐震改築が3  
棟、耐震補強が1棟、28年度は耐震改築が4棟で計画しているところです。

国の補助制度が完了する28年度末までに、各私立学校が耐震化を完了させることがで  
きるように、改築工事に係る県の補助単価を今回引き上げるものでございます。

2ページの表の1番下のところに、3棟は生徒が使用しないため実質的に耐震化が完了  
となっております。事実上使わない校舎が残りますので、これで28年度末までに耐震化  
が100%完了する予定でやっております。

次に、3ページをお開き願います。

産業廃棄物適正処理推進事業費 5, 365 万円の増額でございます。

予算説明書は 192 ページになります。

産業廃棄物税の税収が当初の見込みよりもふえたことから、産業廃棄物税基金への積立金を増額するものでございます。

産業廃棄物税基金については、これまで産業廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理、基盤整備及び啓発広報等に活用してきましたが、26 年度末には基金残高が 7 億 6 千万円余りとなる見込みであることから、27 年度からは、家畜ふん尿の再生利用に関する研究や廃プラスチックの再資源化に関する事業等に充当事業を拡充して、産業廃棄物の排出抑制対策等のさらなる推進を図ることとしています。

次に、資料の右側、県外産業廃棄物対策事業費 2, 615 万 4 千円の増額でございます。

予算説明書は 193 ページになります。

県外産業廃棄物の搬入時に徴収する環境保全協力金の収入を環境保全協力金基金に積み立てる経費ですが、環境保全協力金の収入が当初の見込みよりもふえたことから、基金への積立金を増額するものです。

環境保全協力金基金については、県外産業廃棄物の適正処理、環境調査及び周辺環境の整備に活用してきましたが、26 年度末には基金残高が 3 億円程度となる見込みであることから、産業廃棄物税基金同様、27 年度からは県外産廃処理施設に搬入される廃棄物の性質分析を行う機器整備等に充当事業を拡充して、県外産業廃棄物の適正処理対策のさらなる推進を図ることとしております。

次に、生活環境部関係の繰越明許費について、ご説明をいたします。

お手元でございます冊子の平成 27 年 3 月大分県議会定例会議案（追加議案）の 14 ページをお開き願います。

第 2 款総務費第 6 項防災費の地震・津波対策推進事業費 204 万 8 千円でございます。

これは、佐伯市が実施する避難路の整備等に対して助成する経費ですが、地区や関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったことから繰り越しを行うものです。

次に、15 ページをごらんください。

第 4 款保健環境費第 2 項環境保全費の防災拠点再生可能エネルギー導入事業費 2, 535 万円でございます。

これは、由布市が新設する消防庁舎に導入する太陽光発電システムと蓄電池の整備に対して助成する経費ですが、庁舎の建設工事の着工がおくれ、年度内の完成が困難となったことから繰り越しを行うものです。

最後に、25 ページをごらんください。

第 10 款教育費第 1 項教育総務費の私立学校施設耐震化促進事業費 2 億 890 万 1 千円でございます。

これは、先ほどもご説明しましたが、学校法人が実施する校舎等の耐震改築に対して助成する経費ですが、全国から国の予算を上回る要望が寄せられたと聞いており、国庫補助の採択を受けるのに不測の日数を要したこととなり、年度内の完成が困難となったことから繰り越しを行うものです。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします。

**井上委員** 私はまだ素人やけん、単価引き上げといっても具体的に幾らの建物で、こういうのが引き上がってこうなったっていう、例が何かないの。でないと、ただ2万7,633円と言われても、素人なんでぴんとこないんだけど、何か例があればわかると思うんですけども。

**波多野私学振興・青少年課長** 今年度からこれが始まっていますけれども、国の私立高校の改築単価が16万5,800円ということになっております。前回は国公立の目標単価の3分の1でございましたので、それは9,100円なんですけれども、今回国のほうが16万5,800円というふうに改築単価が出ましたので、国と県でおおむね半分程度ということで、今回16万5,800円の6分の1補助ということで、県と国で計、おおむね半分程度助成しようというふうな考え方でございます。

**井上委員** 実際、建物の例を言ってほしかったんですけどね。その補助率の関係の分担が変わったということですか。

**波多野私学振興・青少年課長** これによりまして学校法人の負担がだいぶ軽減されるということでございます。

ちなみに、建設物価が去年から10%ぐらい向上していますのと、昨年4月から消費税が3%上がっていますので、学校法人にとっては大きな負担でございましたので、その分を含めて、おおむね国と県で半分を負担すれば、学校法人が半分の負担となるという、耐震改築を支援しまして、28年度までに終了したいということでございます。

**富高生活環境部長** 先ほどご説明申し上げましたように、これまでは耐震補強の工事——例えば、建物のここに鉄筋を入れてなどに補助が認められて、今回26年度から、本年度から国が改築、建て直す経費に対しての助成制度を設けました。

昨年度当初予算の段階では、我々としても、耐震補強単価で補助制度を組んでいたんですけども、やはり国の助成制度と合わせていくということで、国が耐震の単価を16万5,800円と設定しましたので、これに合わせる形で今回補正をお願いするというものがございます。

**井上委員** はい。あとで具体的には聞きます。終わります。

**御手洗委員** 今の説明の中では、現在は88%が耐震化となっているということなんですが、今回からその措置で3年間で100%になる。または、法人によっては、取り組みができないということはないんですね。

**富高生活環境部長** 全ての学校法人の設置者の方々と国の助成制度が3年間の時限措置であるということを前提にして、既に協議をしておりまして、各学校が、27年度はどこ、28年度はどこというふうに、既に内定といいますか、改築をするスケジュールを全て組んでおります。

**御手洗委員** ということは100%ですか。

**富高生活環境部長** ええ、なります。

**深津委員** その関連なんですけど、その対象の建物というのは校舎だけなのか、それともいろいろな附属の建物を含めて28年度には100%という解釈なのか、その点。

**波多野私学振興・青少年課長** 対象は校舎、あと私立学校については、これが寄宿舍、寮

ですね。あと体育館等が対象になっております。

以上です。

**深津委員** 基本的には確かにそういうふうにあると思うんですが、例えば部室ですね、学校によって、いろんな環境が違うと思うんですが、そういう点についての国の考え方というのかな、どういうふうに考えているのかな、最低基準というのかな。

**波多野私学振興・青少年課長** 体育館につきましては、先ほど言いました武道場につきましては、国のほうで、そういった体育施設の3分の1補助だったと思いますけれども、その補助が別にございますので、国のほうで実はそちらを利用してもらいたいということになります。

**堤副委員長** 3ページの県外産廃の保全協力金、これは具体的にはふえているんですか、それとも減っているんですかね、全体的で1年間の収入というのは。

**佐伯廃棄物対策課長** ここ数年のを見ると徐々にはふえております。ただ、その時々々の景気の動向もございまして、量は、県外が多いときと少ないときと結構浮き沈みがありますけれども、ここ三、四年を見ますと、少しずつ増加しているという傾向があります。

**堤副委員長** 他県の産廃が大分県に入ってくるわけですから、それはもう、本来極力少なくしていかにかいかんわけですよ。そういう点では、ふえてきているということは、その分だけ他県のごみが入ってきているということだから。県としては、ふえたほうがいいんですか。

**佐伯廃棄物対策課長** いえ、もともと限られた処分場しかありませんから、県内のごみも含めて、最終処分については、極力減らしていこうという方向性があります。ただ、産廃の場合は、全国で流通するものですから、特に大都市近辺などのほうは産廃処分場が非常に少ないということで、どうしても九州のほうにごみが出てきてしまうという現状がありますので、今、現状、こうなっているんだと思いますけれども、県の産廃適正化条例の中で、県外産廃については、協力金だとか事前協議制度だとか、そういった制度を設けながら、できるだけ少なくなるような努力はしていきたいというふうに考えております。

**堤副委員長** 県外のやつは調査をしていると思うんですけれども、去年1年間で大体主に調査した結果で、不正というか、何というか、もう入れてはいけないものが入ってきたりとか、そういう事例というのは実際、1年間あったんですか。

**佐伯廃棄物対策課長** 平成26年度はございません。25年度については、1件持ち帰らせたという事例はございます。

**堤副委員長** 具体的にそれは何。

**佐伯廃棄物対策課長** 安定型の最終処分場に安定化物以外のものがあつたということで、産廃監視員がそういう事例を発見いたしまして、持ち帰らせたという事例がございました。

**馬場委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかにご質疑もないので、これより、先ほど審査をいたしました福祉保健部関係部分とあわせて、採決をいたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**馬場委員長** ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

**堤副委員長** 理由は先ほどの理由で、生活環境部がどうということではありません。基金の積み立てにやっぱり消費税が充てられるということで、全体で採決しなければなりませんので、一応この補正予算については反対するという立場を取らせていただきます。

**馬場委員長** 本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**馬場委員長** 挙手多数であります。

よって本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**富高生活環境部長** お手元の委員会資料の4ページをお開き願います。

平成26年度日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について、ご報告を申し上げます。

まず、訓練の概要ですが、先月2月23日に先発隊約20名、続いて24日、25日に本隊約150名の計約170名が日出生台演習場に到着し、射撃訓練は3月2日から13日までの間の最大で10日間行われることとなっています。撤収については、3月18日、19日に本隊が出発、20日には後発隊が日出生台を後にし、訓練が終了する予定となっております。

そこに書いておりますように、当初訓練の伝達があった時は人員200名、車両60台とありましたけれども、人員は200人が170人、車両が60両から約30車両となっております。

物資の搬入につきましては、26日に大在港から陸揚げされ、日出生台に搬送されました。

また、入県から離県までの滞在日数は26日と、今回を含め、これまで10回のうち、射撃日数が5日間であった平成22年度に次いで最短となっております。

県としては、訓練期間中の県民の安全・安心の確保と不安解消を図るため、先月22日に由布市湯布院町若杉地区に現地連絡事務所を開設し、米軍の滞在期間中は、玖珠町現地対策本部にも職員を派遣し、九州防衛局現地対策本部や地元1市2町との連絡調整、演習場周辺の巡回等を行っているところでございます。

また、射撃訓練期間中は、地域住民の方々の要望もあり、今回からは現地連絡事務所の職員を1名増員し、巡回活動を午前中2回、午後3回、夜間1回の合計6回実施しているところでございます。

本県では、地域住民の安全確保を最優先に、全国で唯一、国と地元自治体との間で協定書や覚書等を締結しておりますが、九州防衛局と4者協との間で、平成24年の協定更新時に新たに取り交わした覚書では、日曜・祝日は開始時間を午前7時から8時に、冬の期間は射撃終了時間を21時から20時となるようにすることを盛り込んだ射撃時間の短縮や一層の安全対策の徹底、早期の情報開示について盛り込んでいるところでございます。

今回の訓練は覚書締結後初となることから、特に米軍への周知徹底と確実な遵守を九州

防衛局に対し強く要請してきたところですが、3月2日の初日の訓練で、夜の8時以降に7発の射撃が確認されたため、同日、直ちに九州防衛局に対して抗議を行うとともに、翌3日には現地対策本部長をこちら県庁に呼び、米軍指揮官への覚書の確実な伝達と遵守を改めて文書で強く要請をいたしました。これを受け、九州防衛局も、同日、米軍指揮官に対して、文書で地元住民に配慮し覚書を遵守するように強く求めました。

その後、3月3日、4日については、午後8時までに訓練が終了しています。

県民の安全・安心の確保や不安解消のためにも、協定や覚書等の遵守は極めて重要と考えており、情報開示や安全対策の徹底とともに、今後もあらゆる機会を利用して強く国に求めてまいりたいと考えています。

続きまして、同じページの右側の欄をごらんください。

現在訓練を行っているところでございますけれども、平成27年度の日出生台での米軍実弾射撃訓練については、平成28年2月上旬～3月上旬を予定していると記載されていますので、今のところ、来年度も訓練が実施されるものと考えております。

県といたしましては、平成27年度の訓練についても、訓練時間の短縮含め、協定書や覚書等の周知徹底・遵守を国に強く求めていくとともに、県民の安全・安心の確保や不安解消のため、現地連絡事務所の設置、兵員や物資輸送時の安全確認等について、地元自治体とも連携して、必要な対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野食品安全・衛生課長** お手元の福祉保健生活環境委員会資料の5ページをお開き願います。

第四次大分県食品安全行動計画の策定についてご説明させていただきます。

資料の上をごらんください。

この計画は、大分県食の安全・安心推進条例第7条に基づき、食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図ることを目的として策定するものでございます。

2のこれまでの計画と取り組みの視点ですが、第一次、第二次については、食の安全と安心に基づいた対策に視点をあてて策定しておりましたが、第三次からは、生産から消費までのフードチェーンに基づいた対策に視点をあてて策定しております。

資料の中ほどの左の欄をごらんください。

食の安全を取り巻く状況ですが、平成24年度から、生産段階では、農薬の不適正使用など、製造流通段階では異物混入や冷凍食品での農薬混入事件、表示では、メニュー表示の問題などが国内で発生しております。

資料の右中ほどの欄をごらんください。

第四次計画のポイントとして、1点目として食に関する重要事案に対応する危機管理体制の整備と、2点目としてフードチェーンによる生産から消費までの一貫した安全性の確保を図ることをポイントとしております。

これらの問題など新たな事案に対応するため、今回の計画では、「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」など10の新たな取り組みを進めることとしております。

資料の6ページをごらんください。

生産から消費までのフードチェーンに沿って各段階での取り組みを示したものです。1番下の主な施策名に米印をつけたものが今回の計画の新たな取り組みとなります。各段階

において、監視・指導の徹底、自主管理の推進、食品表示の適正化等の施策の目標を設けて実施し各部局で連携しながら取り組んでおります。

新たな取り組みの内容ですが、例えば製造段階での異物混入等の問題に対しては、中ほどの基本目標の左から2番目、製造・加工・販売段階の下、自主管理の推進として、HACCPシステムの導入に取り組みます。

このHACCPシステムの内容ですが、次の7ページをお開き願います。

右側の原料から左下の製品に至るまで、その製造工程に沿って、食中毒菌付着などの危害の発生しやすい場所の分析を行い、その場所を重点的に管理することにより、危害を除去し食品の安全性を担保する手法でございます。この方法・手法を進めることにより、事業者が食品の製造工程で混入等が危惧されるポイントを重点的に管理することで、異物混入の防止が図られると考えており、事業者への取り組みを進めてまいります。

恐れ入りますが、前の6ページにお戻りください。

基本目標の右から2番目、流通段階の取組として、その下の食品表示の適正化の下の欄にあります右から2番目、景品表示法に基づく監視の実施では、飲食店等を監視している保健所の監視員が、不適正な表示を発見した場合は、直ちにアイネスに連絡し対処すること、同じ欄の左側の食品表示法に基づく監視では、今年6月に施行される食品表示法に基づき適正表示の監視指導を進めることとしております。

この計画につきましては、消費者、生産・製造者、流通・販売者、学識経験者からなる食の安全推進県民会議の意見を聞くとともに、パブリックコメントの意見を反映して計画を策定いたしました。

説明は、以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします。

**堤副委員長** 食品のほうで、最近、異物混入がかなり続いていますよね。それに対する対策は何か後手後手に回りよような状況なんだけれども、ここで行動計画を策定する中で、具体的に企業側がきちっとそれを守っていかにかいかわけですね。守っていけば、多分、そういう異物混入はなくなると思うんだけれども、そこらは県としての指導というのはどういう形で異物混入に対してはしているのかというのをちょっとお話を聞きたいんですけども。

**井上委員** 関連。そういうことを含めて通常の研修というのは、いつかしょんの。例えば、見回りをするとか、そういった面での事前というか、通常、研修をしていますか、県のほうで。

**河野食品安全・衛生課長** 食品の製造業者に対しては、監視指導計画というのを年間設けて、計画的に抜き打ちに施設に立ち入って指導しております。そこで不適なものがあれば、そこで改善指示を行っております。

こういうふうな異物混入に対しては、保健所に対して直ちに連絡するように業者にも指導しておりますが、異物混入等の事案があった場合には、保健所はそこに立ち入って、どの段階で異物が混入したかというふうなものと、それを今後再発させないための対策としてどういうものが考えられるかというのを検証しながら対策をとっていております。

今後とも、このHACCPの考えというのは、物事をつくる流れの中で危害分析を行う

ということは非常に重要になりますので、この手法をまた来年度以降も積極的に対策を進めていきたいと考えております。

**井上委員** 通常、見回りはしてるの。

**河野食品安全・衛生課長** はい、やっております。

**井上委員** そのときに、どこの工程を1番見なきゃいけないというのは、大体経験でわかるでしょう。

**河野食品安全・衛生課長** はい。

**井上委員** そのところがちょっと怠っているんじゃないですか。そんなことないんですか。

**河野食品安全・衛生課長** 保健所のほうも自分の管内の製造業者、販売業者、また一般飲食店に対しても、ずっと監視しておりますし、また大きな製造業者に対しても、年間2回とか、回数を定めて入って、そこで不適があれば、再度改善するまで入っていくとかいうふうな形で指導しておりますので。

**井上委員** だからね、こういったものは事が起きてからこういうような計画書を策定するよりも、もうこれは当然やらなきゃいけないことじゃないかと思いますよ。やっぱりあんな事故が起きてこういう行動計画を策定したって、こんな、また読んでもいろいろ改善が本当にできるのかなというふうな感じがするんですけどね、やっぱり現場主義でどんどん指導するのを強化したほうがいいんじゃないですかね。そう思いますけどね、その辺どうでしょう。

**河野食品安全・衛生課長** おっしゃられるように保健所——まずは製造者みずからが対策をとる必要がありますので、現場に行って、適切な指導を進めてまいりたいと思いますし、保健所の職員の中で効率的に進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いします。

**原田委員** 私も異物混入でぜひ聞いておきたいことがあるんですけど、最近にあった傾向って、いわゆる消費者の人が写真を撮ってブログに掲載したり、YouTubeにアップして、さらに新聞報道がなされて、何か大きな問題になっている気がするんですけど、いつの時点で保健所って、いわゆる指導に入るのか、ちょっと仕組みをお聞きしておきたいんですけども。

**河野食品安全・衛生課長** 製造業者に対しては、そういう事件があるなしにかかわらず、定期的な監視を指導しております。今回、話題になっているような異物が発生した場合には、まずは消費者から保健所のほうにこういうのが入っていたというふうな連絡があれば、それをもとに製造業者に立ち入って、その異物からどの段階でそれが入ったものか、そういうふうなものを検証しながら立ち入っていきます。また、事業者みずからが申し出る場合もあります。

**原田委員** 済みません、こういうことをあんまり言うと適切じゃないかもしれんけど、いわゆる本当なのという思い、その異物混入がブログでぼんとなったときに、そういったケースも何かいわゆる模倣犯じゃないけど、起こり得る可能性ってあるのかな。そうすると、その食品会社にとっては、信用にかかわる問題で、そういったのは適正な方法でやっていかんと、業者のほうも困るだろうなというふうに思っているんですけども、そういったことについて、何かご意見があれば。

**河野食品安全・衛生課長** 言われるように製造工程で本当に起きる場合と、YouTube

eで意図的に入れたとかいうふうなものもありますので、今、県警の生活安全課、そういうところとリンクしながら、事業者が講習会の際に、警察とも連携するような説明を行うようにしておりますので、そういう両面から対策を進めていきたいと思っております。

**馬場委員長** ほかにございませんか。

**深津委員** では、時間もかかるだろうからということで後に回していただいてありがとうございます。ゆっくり時間をかけたところではありますが、お昼どきでもありますし、限られた時間でもありますので、もう要点のみ絞って質問をさせていただきたいと思っております。

日出生台の問題であります。先ほど説明もありましたように、これは後の例の食品の安全行動計画と私は同じだというのは、県民の命と暮らし、安心・安全な大分県づくりという思いで、この日出生台も、これまで沖縄の軽減を図るための日出生台が、また地域の方々の協力をいただきながら、4者協定というのを結んでいる。例えば、先ほど言いました食品に異物が入ったと。当然のことながら、保健所なり行政が指導して、そして、その業者に対しては、食中毒もそうですが、営業停止という、要するにルール違反の場合は、そういうやっぱり厳しい指導をしておるといふふうに私は認識をいたしておりますが、しかし、今回の3月2日に行われた、この夜間の演習、砲弾ですね、これに関しては、私はルール違反というふうに認識をいたしておるんですが、その点について、まずどうですか、お尋ねします。

**富高生活環境部長** 先ほど申し上げましたように、今回の訓練は平成24年10月に協定書を更新する際に新たに覚書を締結した後の最初の訓練でございます。

実は覚書の中では、九州防衛局と県、1市2町の4者協との間での取り決めでございます。その中で九州防衛局は、先ほど申しますように、射撃時間を日曜日については、朝は7時から8時、冬の期間については、終了時間をこれまで9時だったものを8時となるように。正確に申し上げますと、それは可能な限り調整をして、米軍に対して努力すると、こういうふうになっておりますが、同時に、締結した経緯から見ますと、私どもは、これはしっかりと九州防衛局が米軍の現地司令官にお伝えをして、そしてそれをやはり地元民の生活環境上の配慮と負担の軽減という観点から、しっかりと守っていただかなければならないものと、このように考えております。

今回の訓練初日でしたけれども、それが8時に終了しなかったということは、この覚書の締結した経緯、趣旨に対しますと極めて遺憾であると、このように思っております。

**深津委員** 知事もこの日出生台については、縮小・廃止に取り組むということをおの場でも発言をしておりますし、我々もそういうふうに認識をいたして、執行部の方々もそういう思いで取り組んでいただいておりますというふうに私どもは信じておるわけです。しかし、現実、こういう想定外の行動がありましたので、我々は非常に遺憾であるし、県も当然のことながら、そういう思いだという思いはしておるんですが、それを防衛局のほうにしっかりと伝えると同時に、防衛局は実際は米軍のほうに言います、伝えます、厳しく言いますと言いつつも、実際はどの程度されているのか、県のほうは把握はされておるんですか。

**富高生活環境部長** まず、昨年12月の段階で現地調査があった折にも、九州防衛局のほうから米軍のほうに伝えておりますし、これはこの覚書の趣旨、覚書の内容については、繰り返し現地司令官に九州防衛局は伝えております。

今回の訓練初日の件につきましても、先ほど申し上げましたけれども、県からの九州防

衛局に対する覚書の遵守についての再度の申し入れの文書を英訳した文書と、それから、九州防衛局は再度米軍の現地司令官に対して、覚書の遵守についてということを書き添えて要請をしております。現地司令官は、もう何度もこの覚書の内容については承知しているということは、私どもも確認しております。

**深津委員** 今回の場合は、ルール違反とはいえ、夜間ということで、命には直接影響はないかもしれませんが。しかし、現実至今已までの米軍の演習の中で、実弾とか、もしくは軍用車というんですか、海兵隊の車が県道を走ったり、または市内を走ったり、そして、実弾が県道越えをしたり、いろんな事件がこれまで起きているんですね、現実。そういう状況の中で、我々はこの夜間演習を安易に認めてしまうと、私はそういうことにもなりかねないし、そういうことも十分にあり得るということはやっぱりある意味では警鐘を鳴らしておくべき大変大切な問題ではないかなというふうに私は認識をいたしておりますが、部長はどういうふうなお考えですか。

**富高生活環境部長** 先ほどから申し上げておりますように、やはり全国で唯一協定書、覚書、確認書というふうな文書を取り交わして、そうして訓練に対して歯どめをかけているわけです。今回は一步でも訓練の縮小につながるよというということで、覚書で、その射撃時間の短縮を盛り込んだわけでございますので、そういった意味で、こういった協定書、覚書、確認書等々がしっかりと、きっちりと守られていくということが重要だと、このように思っております。繰り返し、機会あるごとに要請をまいります。

**深津委員** 限られた時間でありましてけれども、県民の命と暮らし、安心・安全と、知事はしっかり唱えておるわけですから、そういう安心・安全がまさに崩れるような今の状況の中で、やっぱり執行部がしっかりと県民の暮らしと命を守っていただきたいなというふうに強く求めながら、また機会があれば、この問題について質問していきたいなと思って、きょうはこの程度にとどめておきます。

**堤副委員長** 九防が文書で司令官にお渡しをしているというのは非常にいいことで、県も抗議をしているということだろうから、マスコミの情報しかわからないけれども、司令官の言葉から見ると、100%守ることはない、訓練の状況によっては、夜間もせざるを得ないというふうな状況の発言がありますよね。あれについて、県としては、遵守、わかりましたという、そこまで詰めるという、九防にさせるという、そういう行動というのは、今、どうなんですかね、それは。

**富高生活環境部長** 覚書の締結当事者は、九州防衛局、それから、大分県、地元1市2町ということ、いわゆる4者協の中での当事者です。実際に訓練を実施する米軍に対しましては、あの覚書の中では、九州防衛局長が米軍に対してというふうな覚書の書きぶりというふうになっておまして、そういう意味では、まず九州防衛局長に、そこはこの覚書を締結した趣旨がどういうものかと。やはり苦渋の選択として受け入れ、そして、やはり訓練を実施する以上は地元の方々の生活環境上の配慮と負担の軽減、そして理解を得ながら実施していくというためには、可能な限り努力すると書いてはありますがけれども、それは覚書の性質上、当事者間の4者で、米軍は入っていませんから、それはしっかりと九州防衛局長が責任を持って米軍の現地司令官に伝えて、それをやはり遵守していただくように、そして米軍もそれに向かって最大限の努力をしていくよというふうなことで、そういうスタンスでいつでも九州防衛局に対して、強く要請していきたいと思っております。

**堤副委員長** 本当にそれだからぜひ九防がきちっと対処できるように米軍の言質までとるといふ、そういうふうな立場も含めてやっていただきたいと思います。

**馬場委員長** 私のほうから1つ。情報公開も含めて、12月の時点ですということところで、それはもう、余り公開はしないというのを含めてありましたよね。

今回の新聞しか僕は見ていないので、わからないんですけど、実際の訓練の様子をマスコミが入れないというふうな状況も入っていますので、やはり公開することによって、安心とか、そういうものも必要ではないかなというふうに思いますが、その辺の情報公開というところも少しずつ何か情報が狭められていっているような気がするんですけど、そのあたりはどう捉えていますか。

**富高生活環境部長** そういう今回の訓練に対しまして、12月10日の折の事前調査で、米軍のセキュリティの観点から、やはりこれはオープンにしないでほしいということがございました。

それから、今回の現地司令官のブリーフィング、それから、昨日の訓練公開、こういう中で、まず、12月10日の折は、そういうことがあってはいけないということで、私、12月15日に九州防衛局に対して、従前どおりのこういった日程の公開でないと、やはり現地といいますか、私ども地元の理解をなかなか得られないよということで、従前どおりにやっていただきたいということは強く申し入れました。

そういった中で、今回、県としては、県として独自に入手した情報については、可能な限り皆さんにお知らせしていくということで、前回よりは物資等の搬送の日程については、私どもが独自に入手したという観点から、それは関係する方々にお知らせをしたところです。

ブリーフィングについては、米軍司令官のことでは、私がどういうお考えでそういうふうにしたかということ承知はなかなか伝聞になりますけれども、従前と変わらないかというふうなことと、ブリーフィングについては、ちょっと来県と訓練の間の時間の確保ができなかったという説明があっているようすけれども、これについても、九州防衛局に対して、ブリーフィングも従前どおり、やはり地元の理解を得るためにやっていただきたいということは、あらかじめそういう情報がありましたので、申し入れをしておきました。

公開については、ちょっと司令官の考え方は、従前と変わらないからということだと聞いております。

いずれにしても、情報公開は大事なんです。

**馬場委員長** そうですね、ぜひ。

**富高生活環境部長** あわせて九州防衛局に対して、これは申し入れをしていきたいと思えます。

**馬場委員長** よろしいでしょうか。ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別がないようですので、これをもちまして、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

**馬場委員長** この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようですので、これもちまして、本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。